

郡山カルチャーパークの再整備に係る事業アイデア公募
実施要領

令和3年11月

郡山市

1 公募の名称

郡山カルチャーパークの再整備に係る事業アイデア公募

2 公募の背景と目的

本市は、市の総合公園であり、広域的なレクリエーション観光拠点である「郡山カルチャーパーク」について、開設から30年以上が経過していることから、大型遊戯施設を含めた施設全体の健全度調査（劣化状況調査）を行うとともに、民間活力の導入可能性を含め今後の施設更新・管理運営の方向性について検討しています。

本公募は、郡山カルチャーパーク各施設の活用可能性、導入すべき機能等について、民間事業者の皆様からアイデア・ご意見をいただくことで、より魅力的かつ実現性の高い方向性の検討を行うものです。

なお、郡山カルチャーパークの再整備は実施が決定しているものではありませんのでご留意ください。

3 実施概要

(1) 対象者

本公募に参加することができる事業者は、郡山カルチャーパークの再整備・運営に係る事業の実施主体となる意向のある法人又は法人のグループとします。

(2) 実施スケジュール

- 令和3年11月16日（火） 実施要領の公表
- 令和3年12月6日（月） 提案書の提出期限
- 2月中旬を目途に、本公募の実施結果概要を公表します。

(3) 各種手続き

ア 提案書の提出

- 提出期限：令和3年12月6日（月） 午後5時
- 提出書類：提案書（様式1）又はこれに代わる資料
※補足資料がある場合は、提案書とともに提出してください。
- 提出先：「7 提出先」に記載の電子メールアドレス
※メールの件名は【郡山カルチャーパーク・アイデア公募提案書提出】としてください。

4 対象地の概要

別紙「事業概要書」を参照してください。

5 意見・アイデアを求める内容

以下の（１）～（４）のうち、ご意見やアイデアがあるものについて、ご意見やアイデアとその理由をお聞かせください。

また、イメージ図等を添付していただくことも歓迎です。※必須ではありません

（１）カルチャーパークのポテンシャルについて

- ・ 現状のカルチャーパークの魅力・課題点
- ・ 再整備に当たっての各施設のポテンシャル（市場性、ターゲット等）

（２）各施設の活用イメージについて

- ・ 各施設の活用方向性
- ・ 新しく導入すべき機能・規模
- ・ ゴーニングイメージ
- ・ ソフト事業の実施等の活性化方策
- ・ 活用に向けた課題

（３）事業スキーム等について

- ・ 事業範囲（施設ごと、あるいは整備・維持管理等の業務ごと）
- ・ 事業期間
- ・ 望ましい事業手法
- ・ その他（リスク分担等）

（４）その他

- ・ 上記以外の本事業に対する意見・アイデアについて

6 留意事項

（１）本公募に関する費用

- ・ 本公募への参加に要する費用（書類作成費用等）については、参加者の負担としますので、ご了承ください。

（２）参加及び提案書の取扱い

- ・ 後日、郡山カルチャーパークの再整備に関する事業者公募を実施する場合、本公募への参加実績が優位性を持つものではありません。

- 提出された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 提案書の著作権は、提案者に帰属します。

(3) 公募後の意見交換への協力

- 公募後も必要に応じて意見交換や文書照会をお願いすることがあります。その際にはご協力をお願いします。

(4) 実施結果の公表

- 実施結果は、開催概要・参加事業者数等の実施概要と主な意見について、本市ホームページで公表する予定です。
- 公表にあたっては、民間事業者等の皆様のアイデア及びノウハウ等の保護のため、事前に参加者の皆様に内容の確認を行います。
- 参加者の名称及びノウハウに係る内容は公表しません。

(5) 参加除外条件

- 参加しようとする法人又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合は、公募の対象者として認めないこととします。

7 提出先

- 担当：株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門（河合・牛島）
- 住所：東京都品川区東五反田 2-18-1
- 電話：080-9674-4976 FAX：03-6833-9480
- 電子メール：200010-culture@ml.jri.co.jp

8 事業内容に関する問合せ先

- 担当：郡山市公園緑地課事業係
- 住所：福島県郡山市朝日一丁目 23-7
- 電話：024-924-2361 FAX：024-938-2720

(様式1)

令和3年 月 日

提案書

※枠は必要に応じて拡張してください。枚数制限等はありません。

※本様式とは別にイメージ図等の添付も歓迎です。

※「2 提案内容」に記載の項目について、意見・アイデアをご記入ください。

なお、すべての項目にご記入いただかなくても結構です。

※実施要領「7 連絡先」に記載の電子メールアドレス宛てに送付してください。

メールの件名は【郡山カルチャーパーク・アイデア公募提案書提出】としてください。

1 法人概要

法人名		
法人所在地		
連絡担当者	氏名	
	所属部署	
	電話番号	
	メールアドレス	

2 提案内容

(1) カルチャーパークのポテンシャルについて

①現状のカルチャーパークの魅力・課題点

②再整備に当たっての各施設のポテンシャル（市場性、ターゲット等）

(2) 各施設の活用イメージについて

①各施設の活用方向性

②新しく導入すべき機能・規模

③ゾーニングイメージ

④ソフト事業の実施等の活性化方策

⑤活用に向けた課題

(3) 事業スキーム等について

①事業範囲（施設ごと、あるいは整備・維持管理等の業務ごと）	

②事業期間	
※下記から1つ選択してください。	
ア	5年以下
イ	5年～10年以下
ウ	10年～15年以下
エ	15年～20年以下
オ	20年～30年以下
カ	30年以上
(選択の理由をご記入ください)	

③望ましい事業手法	
※下記から1つ選択してください。	
ア	従来通りの手法（市が設計、施工を発注、維持管理・運営は指定管理）
イ	P F I（B T O、B O T）
ウ	D B O
エ	P－P F I（公募設置管理制度）
オ	設置管理許可
カ	その他（上記の手法の組みあわせ等）
(選択の理由をご記入ください)	

(ご参考) 各事業手法の概要

事業手法	概要
PFI (BTO、BOT)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の設計・建設、一定期間の維持管理・運営等を民間の資金、ノウハウを活用して、一括発注する手法。資金調達は民間事業者が行い、市が割賦により支払う。 ・ BTO=Build-Transfer-Operate。民間事業者が公共施設等を整備し、竣工後に市に所有権を移転。その後、民間事業者が維持管理・運営を行う方式。 ・ BOT=Build-Operate-Transfer。民間事業者が公共施設等を整備し、維持管理・運営した後、市の所有権を移転する方式。
DBO	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者が公共施設等を設計・建設し、一定期間の維持管理・運営を行う方式。必要な費用は市が調達する。
P-PFI (公募設置管理制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店、売店等の収益施設等の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う民間事業者等を、公募により選定する制度。 ・ 設置管理許可期間の特例 (上限 20 年) や建蔽率の特例などが受けられる。
設置管理許可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園管理者 (市) が許可を与えることにより、都市公園に公園施設を設置又は管理することができる制度。許可期間の上限は 10 年。

④その他 (リスク分担等)

--

(4) その他

①上記以外の本計画に対する意見・アイデアについて

②カルチャーパークの再整備事業に参画する場合の要望、留意点等